

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表PFOS又はその塩の項、PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でPFOS又はその塩、PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）について

令和8年3月
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

1. 告示の概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第29条第1項においては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一種特定化学物質ごとに、第一種特定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示することとされている。

本告示案は、同項の規定に基づき表示すべき事項を定めたものである。

2. 改正の内容

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第416号。以下「改正政令」という。）により、「ペルフルオロ（ヘキサン——スルホン酸）関連物質」が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、当該ペルフルオロ（ヘキサン——スルホン酸）関連物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第28条第2項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「化審法施行令」という。）原始附則第4項）に新たに追加されることに伴い、製品の容器、包装又は送り状に表示すべき事項としてペルフルオロ（ヘキサン——スルホン酸）関連物質を定めるため、告示改正を行うものである。

なお、ペルフルオロ（ヘキサン——スルホン酸）関連物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に係る表示すべき事項は、「PFOS又はその塩」、「PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩」、「ペルフルオロオクタン酸関連物質」又は「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」が使用されているものと同じ内容になるため、今回の改正では、表示すべき事項の内容は改正しない。

加えて、今後も化審法第28条第2項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品（化審法施行令原始附則第4項）は追加されることが見込まれるので、告示

の名称の一部を「等」で括り短縮する改正を行う。

3. 根拠法令

化審法第 29 条第 1 項

4. 今後のスケジュール（予定）

告示日：令和 8 年 6 月上旬

適用日：令和 8 年 6 月 1 7 日（改正政令の施行の日（公布の日から 6 か月を経過した日））

（以上）